

県有財産売買仮契約書

売出人千葉県（以下「甲」という。）と買受人（以下「乙」という。）
とは、次の条項により県有財産の売買について仮契約を締結する。

（売買物件）

第1条 甲が乙に現状有姿のまま売り渡し、乙が買い受ける県有財産（以下「売買物件」という。）は、次のとおりとする。

所 在	地 番	地 目	面積	
			公簿面積（㎡）	実測面積（㎡）

（売買代金）

第2条 前条の売買物件の売買代金は、金 円とする。

（本契約の締結）

第3条 本契約は、千葉県議会の議決があった後、議決のあった日の翌日から42日以内に別添県有財産売買契約書案により締結するものとする。

2 乙は、前項に定める期間内に本契約を締結できないときは、その理由及び本契約締結の期限を書面により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

3 前項の場合において、乙は甲の承認した日までに本契約を締結するものとする。

（仮契約の解除）

第4条 甲は、前条第1項の千葉県議会の議決が得られない場合は、この仮契約を解除する。

2 甲は、本契約締結までの間に乙が提出した入札参加申込書（添付書類を含む。）の内容が事実と相違することが判明した場合は、この仮契約を解除することができる。

3 甲は、前2項の規定により、この仮契約を解除した場合、一切の損害賠償の責めを負わない。

（契約の費用）

第5条 この仮契約の締結及び履行等に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。

（A）上記の契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

（B）本契約の証として、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保有するものとする。

〔注〕（A）は紙の契約書を採用する場合、（B）は電子契約を採用する場合に使用する。

令和 年 月 日

甲 住 所 千葉県千葉市中央区市場町 1 番 1 号
氏 名 千 葉 県
千葉県知事 印

乙 住 所
氏名又は商号名称
及び代表者職氏名 印